

広島市告示（東区）第31号

令和7年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 竹内 昌子                      日直員 和田 和代

日直員 和高 百貴代                  日直員 村上 俊明

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

令和7年4月1日

4 委任期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで